自動車事故費用共済

重い加害事故の債務　人身事故にもうひとつの安心

◎補償に関しては、負傷者が契約者側か相手側かによって支払い内容が異なります。



共済契約者側に
自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは中面記載の共済契約所定の共済金額を全額お支払いいたします。

事故相手側に自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは以下の条件のとおり共済金を支払います。

①『事故』は契約者側に過失がある『人身事故』であること。

②共済契約証書記載の『共済金額』は支払限度額とし、共済契約者が負担した実費を共済金額の範囲内で補償します。経済的損失は領収書または証拠書類によって確認された額となります。

お問い合わせ、お申し込みは下記までお願いいたします。

お取扱い代理所

埼玉県中小企業共済協同組合

〒330-0854　さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル 10階
TEL　048-644-4281（代表）
FAX　048-644-4188

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思っていませんか？

もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら……

人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任（誠意）についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときのあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それがこの自動車事故費用共済です。

《この共済の特色》

1. 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
2. 必要な費用…香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞いなどにお役立ていただけます。
3. 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
4. 事業者の場合には、掛金はすべて損金処理ができます。
5. 共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。
6. 剰余金が出た場合は、利用分量配当として契約者に還元されます。

（車種別共済掛金）

（対物・車両特約付き）

	車種			300万円 年払	300万円 月払
1	自家用乗用自動車	50～59、500～579、70～79、700～798	例）白色 ●●500 ●12-34	12,100円	1,210円
2	自家用軽乗用自動車	50～59、580～598、780～798	例）黄色 ●●580 ●12-34	7,600円	760円
3	自家用普通貨物自動車（2t超）	10～19、100～198、20～29、200～298	例）白色 ●●100 ●12-34	19,600円	1,960円
4	自家用普通貨物自動車（2t以下）	10～19、100～198	例）白色 ●●100 ●12-34	16,600円	1,660円
5	自家用小型貨物自動車	40～49、400～479、60～69、600～698	例）白色 ●●440 ●12-34	12,100円	1,210円
6	自家用軽貨物自動車	40～49、480～498、680～698	例）黄色 ●●480 ●12-34	7,600円	760円

（200万円コース・100万円コースもあります。）

補償内容（共済金額300万円契約の場合）

すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。

	負傷者が	
	契約者側の場合	相手側の場合
死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき（1事故につき）	**300万円**	共済契約者の経済的負担を補うため **合計300万円**までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 死亡臨時費用共済金（一時金として支給）**30万円**
後遺障害共済金 （障害級別による）	**12～300万円**	**12～300万円** 算定された額を限度として実費を支給
入通院共済金 365日分 または300万円限度	（1人あたり） 入院日数 **4,500円** 通院日数 **2,250円** 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円	左記の日額により、 **合計300万円**までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 入通院臨時費用共済金（一時金として支給） （3日以上の通院または入院で、1事故につき）**3万円**

＋

対物担保特約 （1事故につき）	**30,000円** 他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき（1共済期間内に1回）	**車両事故共済金特約**	**30,000円** 盗難・自然災害（地震・噴火・津波を除く）などにより3万円以上の被害が生じたとき（1共済期間内に1回）

※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。（特約を除く）

自動車事故費用共済ご契約にあたってのご注意

共済期間

共済期間は1年とし、責任の始期は、共済掛金（月払の場合は、初回共済掛金）を払い込んだ日の翌日の午前0時からです。

運転者の範囲

個人でご契約の場合
①共済契約者
②共済契約者の同居の親族
③上記以外の届出運転者（2名まで）

個人事業所（屋号記載）契約の場合
①共済契約者
②共済契約者の同居の親族
③共済契約者が雇用する者
④上記以外の届出運転者（2名まで）

法人でご契約の場合
①共済契約者（理事、取締役など）
②共済契約者が雇用する者
③上記以外の届出運転者（2名まで）

お支払いできない主な場合

1．事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者とします。）または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2．無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金。
3．酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金。
4．事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
5．事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6．事故の原因が、競技、競争、興行、性能試験によるとき。
7．傷害の症状がむちうち症、腰痛その他の症状であっても、医学的他覚所見のないもの。

こんな時こんなお支払いをします

追突事故を起こして



＊相手2名(運転者と同乗者)がそれぞれ10日入院した。
＊相手の車両に20,000円以上の損害があった。
＊自分の車両に30,000円以上の損害があった。
(相手)4,500円×10日×2名＝90,000円
(対物)30,000円
(車両事故共済金)30,000円
60,000円+90,000円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い。

自分が追突されて

※全く契約者に過失が無い場合



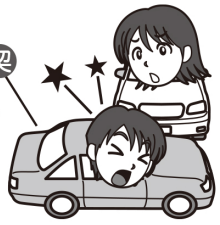
＊自分が20日通院、相手1名(運転者)が死亡した。
＊自分の車両に30,000円以上の損害があった。
(自分)2,250円×20日＝45,000円　定額払い
(相手)お支払いできません。
(車両事故共済金)30,000円
計75,000円を契約者にお支払い。

自損事故を起こして



＊電柱やガードレールを壊し20,000円以上の損害があった。
＊自分の車両に30,000円以上の損害があった。
(対物)30,000円
(車両事故共済金)30,000円
60,000円を契約者にお支払い。

出会い頭の事故を起こして



＊相手1名(運転者)が30日、自分が20日通院した。
＊相手の車両に20,000円以上の損害があった。
＊自分の車両に30,000円以上の損害があった。
(自分)2,250円×20日＝45,000円　定額払い
(相手)2,250円×30日＝67,500円　67,500円を支払い限度として契約者が負担した実費をお支払い。
(対物)30,000円
(車両事故共済金)30,000円
合計105,000円+67,500円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い。

歩行者を撥ねて死亡事故を起こした



＊相手が死亡した。
死亡事故共済金として3,000,000円を支払い限度として実費を契約者にお支払い。

契約車両があてにげされた



＊あてにげされ自分の車両に30,000円以上の損害があった。
(車両事故共済金)30,000円
30,000円を契約者にお支払い。

●お申し込み手続きは簡単です

ご加入の申込は、申込書に車のナンバー等必要事項をご記入・ご押印のうえご提出下さい。

●補償開始はお申込みの翌日からです

ご加入の申込書を組合が受理し、出資金と掛金をお払込みいただいた翌日の午前0時から補償が開始されます。

●個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。

●クーリングオフ

クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。
自動車事故費用共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。

※このパンフレットは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。
詳しくは約款を必ずご覧ください。

(2018.12.3,000)